

JA山口信連の現況

DISCLOSE

JA YAMAGUCHI SINREN

2022



INDEX

◎ごあいさつ	1
【JAバンクの概要】	
● JAグループ・JAバンクの概要	2
● JAバンクシステム	3
● JAバンク山口の主な商品・サービス	5
【当会の考え方】	
● 当会の経営理念と経営方針	7
● リスク管理の状況	10
● コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み	13
● SDGsの取り組み	14
【業績】	
● 当会の業績	15
【社会的責任と貢献活動】	16
【組織】	
● 当会の概要	20
● 役員・機構	21
● 沿革・歩み	22
【事業】	
● 事業のご案内	23
● 手数料一覧	27
【資料編】	31
【索引】	82



経営管理委員会会長
金子光夫



代表理事理事長
松本隆志

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJA山口信連ならびにJAバンク山口をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、JAと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育むことを通じて、地域経済や産業の発展に貢献する地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

この度、当会の経営方針や最近の業績・活動内容についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

さて、令和3年度の日本経済は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症が拡大と収束を繰り返す中、一進一退での推移となりました。今後、国内での3回目のワクチン接種が進み、感染リスクが低減することにより、経済活動の正常化および抑制されていた個人消費の回復が期待されますが、コロナ禍を経た生活様式の変化や世界的な原材料価格の上昇、ウクライナ情勢などの地政学リスクから、国内外の環境変化に伴う不確実性は高まっており、先行きは不透明な状況です。

金融面においては、金融緩和政策に伴う低金利環境の長期化により、金融機関にとって厳しい経営環境が続き、加えて米金利の急上昇が資金運用の困難さを高めています。

農業・JAグループを巡る情勢としましては、コロナ禍によるサプライチェーンの混乱や国際情勢の緊迫化と円安がもたらすエネルギーや肥料原料価格の高騰は、原料を輸入に頼る国内農業のコスト増に直結し、生産現場を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような状況のもと、JAグループ山口は、第40回JA山口県大会決議に基づき、自己改革の着実な実践とJA合併効果の発揮に向けて、グループ一丸となって取り組み、令和4年3月に開催された第41回JAグループ山口県大会においても、引き続き自己改革に取り組んでいくことを決議しました。

当会といたしましては、JAグループ山口県大会の決議内容を踏まえて策定した「中期経営計画（2022年度～2024年度）」に基づき、JA・信連の一体的な事業推進を強化するとともにJAグループ山口の自己改革に取り組んでいます。

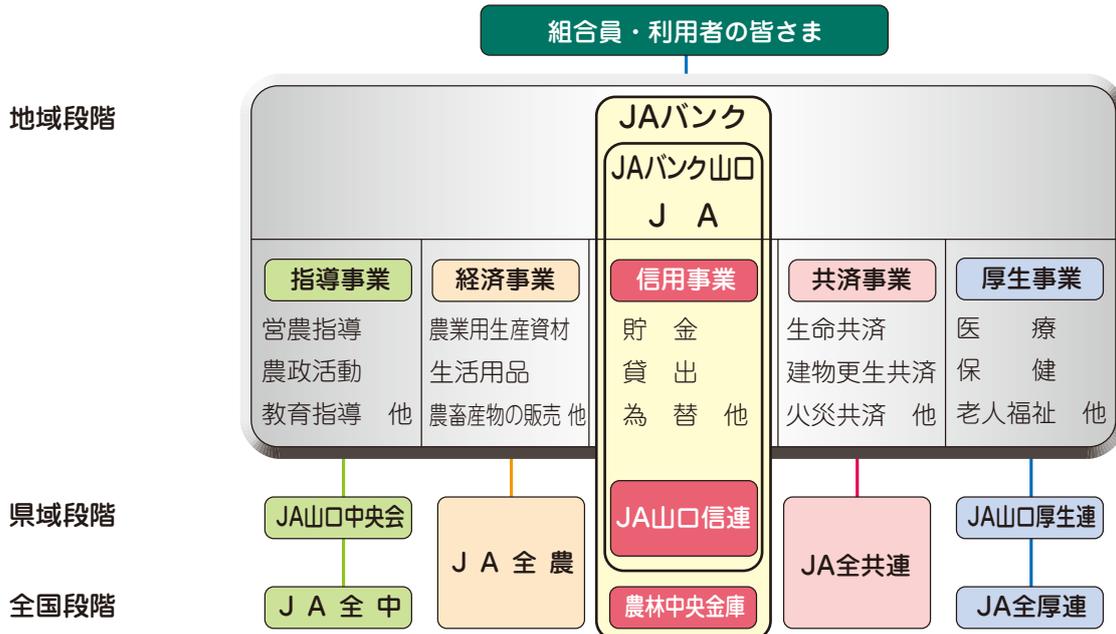
農業専門金融機関・地域金融機関として、農業の振興ならびに地域社会の発展により一層貢献できるよう、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、今後ともご支援・お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

経営管理委員会会長 金子光夫
代表理事理事長 松本隆志

JAグループ・JAバンクの概要

JAグループとは



JAグループとは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織であり、農家をはじめとする組合員組織を基盤に、指導・経済・信用・共済・厚生などの事業を展開しています。

JAバンクとは

JAバンクとは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、安心して便利な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として活動しています。

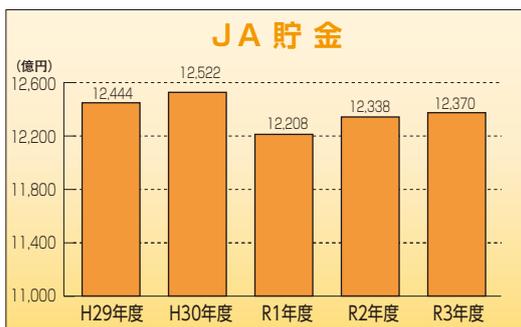
JAバンク山口とは

JA山口県の信用事業部門と当会の機能を総称して「JAバンク山口」と呼び、一体的な事業運営をしています。

また、私どもJA山口信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、「JAバンク山口」としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆さまのお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

JA山口県の概況

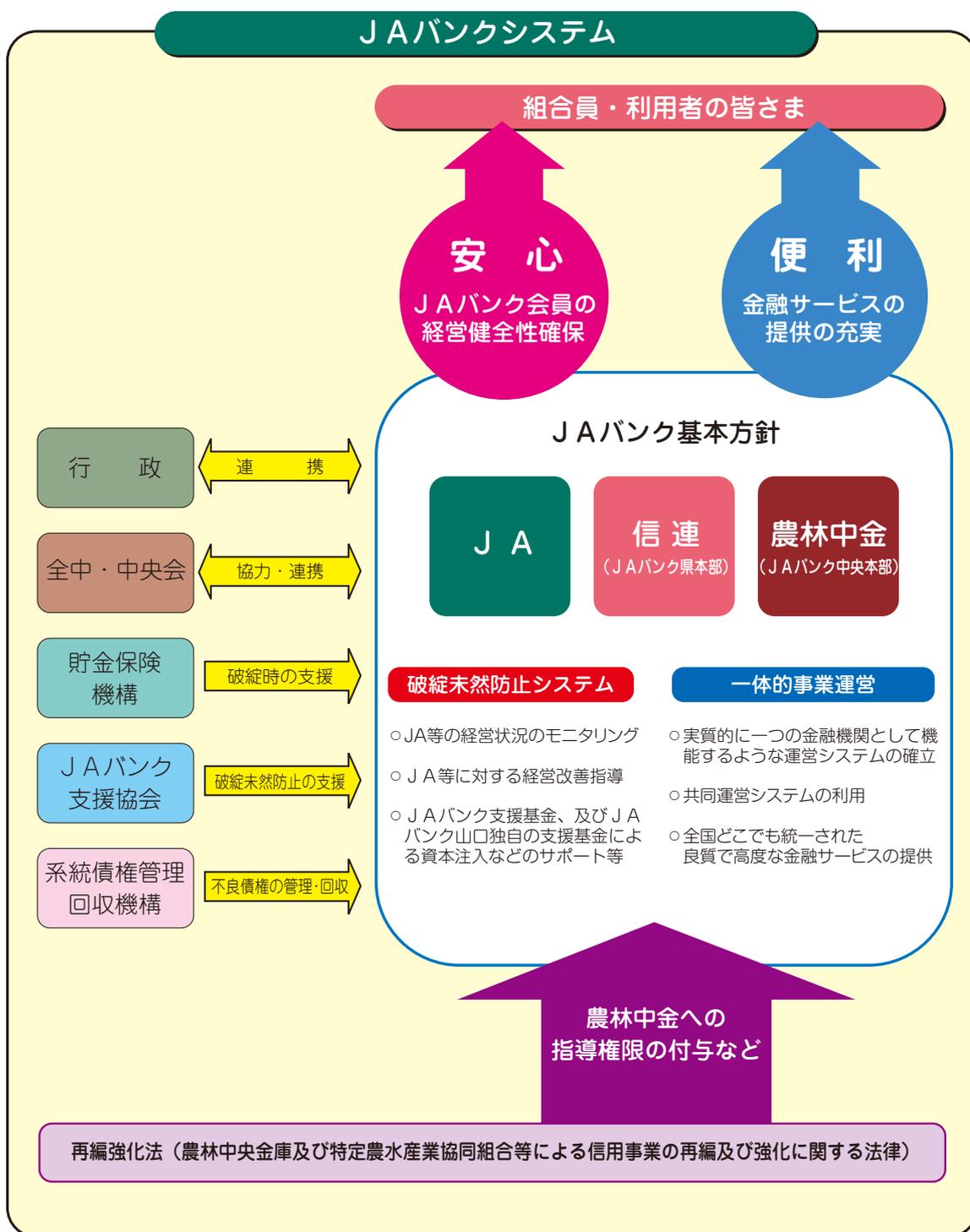
JAバンク山口では「選ばれるJAバンク」を目指し、「信頼・貢献・改革」の基本姿勢のもと、顧客基盤の拡充に取り組みました。令和3年度末のJA貯金残高は、対前年比0.3%増の1兆2,370億円となりました。また、JA貸出金残高は、住宅ローンにかかる新規実行増加等により、対前年比4.3%増の3,078億円となりました。



JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さまにとって、より安心して便利なJAバンクとなるため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）の総意として「JAバンク基本方針」を制定しています。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



安心

JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

JAバンク・セーフティーネット

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、

- ①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見
- ②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施
- ③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」、及びJAバンク山口独自の支援基金を活用し、JAの経営健全性維持のために必要な資本注入などを行います。

貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

便利

金融サービスの提供の充実

JAバンクでは貯金のみならず、住宅ローンなどの各種ローン、国債、投資信託などの商品を豊富にラインアップしています。また、いつでもどこでもお手軽にサービスがご利用いただけるように、JAネットバンクをはじめ、各金融機関との提携拡大によるJAキャッシュカードの利便性向上など、組合員・利用者の皆さまにとってより便利なサービスの提供を目指しています。

JAバンク山口的な商品・サービス

貯金商品

当座性貯金

いつでも出し入れがご自由にでき、年金・給与・配当金などのお受取口座、公共料金やクレジットカードのご利用代金などのお引落し口座としてご利用いただける「総合口座」（普通貯金）を取り扱っております。また、「総合口座」に定期貯金・定期積金をセットすることで、万が一普通貯金残高が不足した場合でも、定期貯金・定期積金残高の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。

また、ペイオフ発動時においても全額保護の対象となる「普通貯金」（決済用口座）も取り扱っております。

定期貯金

市場金利の動向に応じて利率が決まる「スーパー定期」等各種定期貯金や財形貯金、市場金利の動向に応じて半年ごとに利率が変わる「変動金利定期貯金」等を取り扱っております。

定期積金

ご進学やご結婚など、目的に合わせて無理のない金額・期間で積み立てる「定期積金」を取り扱っております。

ローン商品

農業資金

農業経営資金（統一版）をはじめ、農機具等の購入資金や運転資金など、農業経営に必要な各種の資金をご融資しています。

住宅ローン

住宅の建築資金、購入資金、増改築・補修資金及び他金融機関からの借換資金など、幅広いニーズに対応した資金をご融資しています。

その他ローン

マイカーローン、教育ローン、クローバローン及びカードローンなど、ライフプランにあわせてご利用いただけます。また、平日のご来店が困難な組合員・利用者様向けチャネルとして、ネットローン（マイカー、教育、クローバ）も取り扱っております。

国債・投資信託など

国債

長期利付国債、中期利付国債及び個人向け国債を取り扱っております。

投資信託

公社債投信、株式投信等を取り扱っております。
また、NISA・つみたてNISAも取り扱っております。

JAバンクiDeCo

iDeCoを取り扱っております。

決済サービス

給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。
自動受取サービス	年金や配当金などが、ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。お受取りの都度出かけられる手間が省け、大変便利です。
自動支払サービス	各種公共料金やクレジットカードのご利用代金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。集金や払込みの手間が省け、大変便利です。
内国為替サービス	全国銀行データ通信システムを利用して、全国のJA、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとの間で振込、送金、手形などの取引をスピーディかつ安全・確実にご利用いただけます。
JAバンクでんさいサービス	インターネットに接続されているパソコンから、でんさいネットが取り扱う電子記録債権をご利用いただけるサービスです。

カード・ネットサービス

JAキャッシュカード	全国のJAはもちろん、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア（一部を除く）のATMなどで、現金のお引き出し、お預け入れ、残高照会がご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協などのATMでもお引き出し、残高照会がご利用いただけます。
JAカード	お買い物、ご旅行、お食事等でのお支払いや、キャッシングサービス、公共料金（一部を除く）のお支払いなどにご利用いただけるクレジットカードです。なお、キャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になった便利な「JAカード（一体型）」、更にJAが提供する総合ポイントサービスにかかる機能を有する「総合ポイント用 JAカード（一体型）」もご利用いただけます。
デビットカード	「J-Debit」のマークがある全国の加盟店で、お手持ちのJAキャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力するだけで、ご利用代金をキャッシュレスでお支払いいただけます。また、一部の加盟店のレジ等で現金のお引き出しができるキャッシュアウトサービスもご利用いただけます。
JAネットバンク	窓口やATMまで行かなくても、インターネットに接続されているパソコンやスマートフォン等からアクセスするだけで、振込や残高照会、入出金明細の照会などの各種サービスがご利用いただけます。 なお、個人の組合員・利用者の皆さま向けのJAネットバンクでは、定期貯金のお預け入れや、住宅ローンの一部繰上げ返済もご利用いただけます。
JAバンクアプリ	API連携基盤を活用したモバイルバンキング「JAバンクアプリ」がご利用いただけます。窓口やATMまで行かなくても、残高照会、入出金明細の照会などのサービスがご利用いただけます。

※詳細につきましては、当会またはJAの窓口におたずねください。
※当会またはJAで取り扱いのない商品・サービス等もございます。

経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

経営方針

当会は、「JAバンク基本方針」に基づくJAバンクシステムの一員として、会員JA、JA組合員・利用者の皆さまから信頼を得るため、さらなる経営基盤の強化と良質で高度な金融サービスを提供するため、「中期経営計画（2022年度～2024年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでいます。

中期経営計画（2022年度～2024年度）基本方針

基本方針

多様化する農業・暮らし・地域の持続性を確保するため、ステークホルダー目線でその課題解決にJAグループ一体となって取り組む。

県域組織の機能を強化するとともに、将来にわたりその機能を発揮し続けるため、財務基盤の強化、組織態勢の整備に取り組む。

経営戦略

- 農業・暮らし・地域の各領域における金融仲介機能の発揮
- JAサポート・補完機能の強化
- 持続可能な財務基盤の構築
- 組織力向上のための態勢整備

内部統制基本方針

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり策定しております。

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「コンプライアンスの基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受ける。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス関係部署および外部の法律事務所に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- 3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるように許容リスクを設定し、これを上限とした運用を行うようコントロールを行うことにより、経営全体での統合的なリスク管理に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
 - (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事および幹部職員により構成された会議体を設置し、一定の事項にかかる原案等を随時検討する。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する「年度監査計画」および理事長の承認する「監査実施計画」に基づき実施する。
- (3) 監査室長は、内部監査終了後、「内部監査報告書」を取りまとめ理事長に報告する。理事長は、定期的に内部監査の結果を理事会へ報告するとともに、内部監査の実施状況を経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 監査室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
- (2) 監事は、理事と協議のうえ、必要と認める職員等を監査の補助に当たらせることができるものとする。
- (3) 監査室長は、監事から特定事項について調査の依頼を受けたときは、理事長の決定を経て、監事の指揮により調査を行う。

7 理事および職員が監事に報告するための体制およびその他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
- (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を通知・連絡する。
- (3) 監査室は、内部監査結果を理事長に報告し、監事に回付する。また、監事と定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) 前記1(3)の「ヘルプライン」制度の運用状況について、監事に報告を行う。

8 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

適切な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

9 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

10 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

リスク管理の状況

リスク管理体制

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなかで、会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類を明らかにするとともに、「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理などを通じてリスク管理の充実・強化に努めています。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定には含まれないリスク（与信集中リスク、金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当会では、「経済資本管理要領」に基づき、配賦資本を決定のうえ、市場リスクおよび信用リスクにそれぞれ資本を配賦し、オペレーショナルリスク量を加えたリスク量が、配賦資本の範囲内に収まるようコントロールするとともに、リスク・リターン分析に取り組んでいます。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、「市場リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門においてVaR（※）（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化することにより評価・分析を行うとともに、効率的かつ機能的なリスク・コントロールに努めています。

また、日次ベースでのリスク管理として、有価証券の評価損益を計測し、前日比等を基準としたチェック・ポイントや、個別銘柄の下落率をモニタリングするとともに一定の下落率に抵触した場合には対応方針をフロント部署より求めるなど、リスク管理の充実に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失です。当会では、保有期間3ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、「信用リスク管理要領」に基づき、信用リスクに関するモニタリングを行うとともに、債務者別の内部格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理を行うことにより取得リスク量を把握しています。

与信審査については、審査部門において個別案件の評価を行うなど、営業部門から切り離された独立性を確保しつつ、厳格かつ的確な判断を下せる体制を確立しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当会では、流動性リスクを市場リスクの一つと捉え、「市場リスク管理要領」のなかに管理体制・管理手法を定めています。

資金繰りリスクについては、日次・月次ベースでの資金繰り、貯金、預金の満期構成等について十分に把握、分析を実施することにより管理を行うとともに、流動性の高い資産を準備するなど、リスクの顕在化に備えています。

市場流動性リスクについては、運用を行ううえでの重要な判断材料の一つとして、運用商品毎の市場流動性リスクを常時モニタリングしています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、顧客、不十分な管理体制、システムの故障や不備、外部要因により損失が生じるリスクをいい、事務リスク、法務リスク、システムリスク等をオペレーショナル・リスクとして管理しています。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき、それぞれのリスク管理を実施するとともに、各種内部管理手続に基づく事故等の未然防止を徹底しています。また、システム障害のみならず大規模災害に対して、人命保護、備蓄の確保や訓練及び重要な業務を継続し、社会的責任を果たすとした「業務継続計画基本方針」を制定し、その業務対応として「JAバンク業務継続規程」を策定するとともに、障害及び災害等の発生を想定した定期的な訓練を行うなど、システム障害や災害の発生に常に備えています。

内部監査体制

当会では、業務執行部門から独立した「監査室」を設け、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所の全てを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は理事長及び監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善への取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

ALM管理体制

当会では、資金調達と資金運用を統合的に管理し、適正な流動性を保持しつつ、収益の最大化と安定化を図るため、ALM委員会を定期的を開催しています。

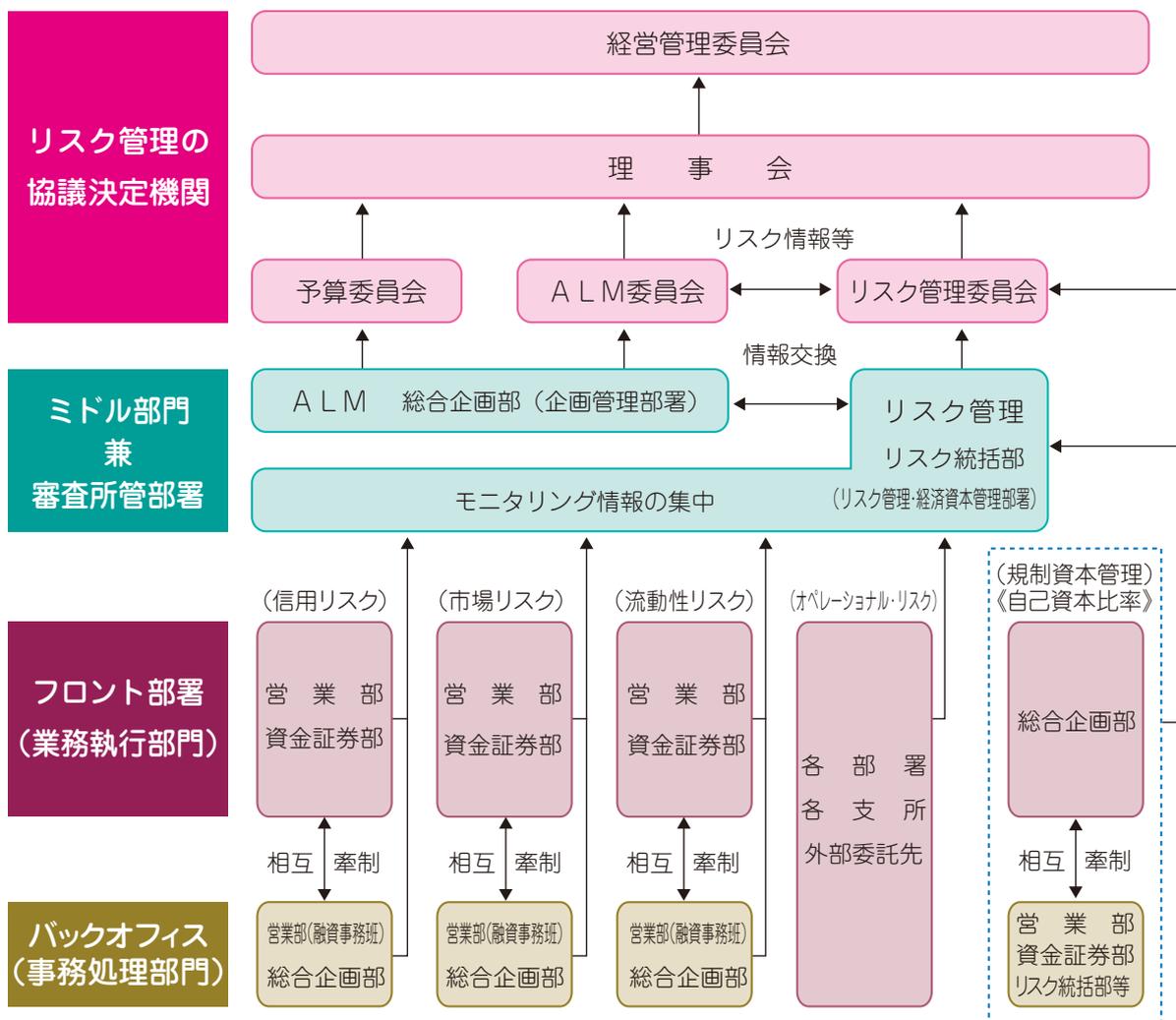
ALM委員会では、経済・金融環境の予測を踏まえた融資及び余裕金の運用方針と収益予測、取得リスクの認識等当会の現状分析とリスク削減の対応策、金利変動リスクが収益に及ぼす影響と対応策等を検討し、財務の健全性維持と安定収益の確保に努めています。

個人情報保護

当会では、「個人情報保護方針」を定め、個人情報に関する考え方や方針を公表し、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、正確性・透明性の確保に取り組んでいます。

また、個人情報の適切な保護、適正な利用に努めるため、「個人情報取扱規程」、「個人情報取扱細則」、「特定個人情報取扱規程」、「特定個人情報取扱細則」等を制定しています。

リスク管理体制図



コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当会は協同組織の金融機関として、金融サービスの提供等、信用事業を通じて地域の農業者、住民及び企業の発展・繁栄に貢献することを基本的な使命としており、基本的使命と社会的責任を認識するなかで法令等や社会的規範を遵守し、利用者の保護と利便性の向上を図り、また反社会的勢力等に対しては関係遮断を徹底することにより、健全かつ適切な事業運営を行っていくことが最も重要であると考えています。

当会のコンプライアンス態勢については、6項目からなる「コンプライアンスの基本方針」のもとに、毎年コンプライアンスの具体的な実践計画として、理事会・経営管理委員会の決議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。あわせて、「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、コンプライアンスの企画推進、進捗管理等の審議や報告を行い、コンプライアンスの着実な実践の確保に努めています。

また、役職員に対しては、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説及びコンプライアンスに関する諸規定等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図るとともに、教育・研修活動を通じてコンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。なお、役職員は「コンプライアンス・カード」を携帯し、誠実・公正な業務を遂行するため、行動規範の自己チェックを行っています。

このように、当会はコンプライアンス態勢の強化・充実を経営の重要課題と認識し、健全で公正な業務運営を通じて皆さまや地域社会から信頼される金融機関を目指しています。

コンプライアンスの基本方針

I 基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

II 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

III 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

IV 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

V 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

VI 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

SDGsの取組み

J Aグループ山口では、令和2年12月、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、事業や活動を通じて、持続可能な地域農業・地域社会の実現に貢献するため、「J Aグループ山口SDGs取組宣言」を採択しました。

当会においては、宣言に掲げる3つの分野と6つの取組みについて、当会の事業・活動に関連する分野にかかる行動計画を策定し実践します。

持続可能な農業の実現



持続可能な食料の生産と農業の振興に取り組みます

農業経営コンサルティング
農業者に対する融資

農業生産における環境負荷の軽減に取り組みます

再生可能エネルギーの普及推進

持続可能なフードシステムの構築に取り組みます

ビジネスマッチング
食農関連産業等に対する融資

農業の持つ多面的な機能を発揮していきます

耕作放棄地の利活用

持続可能な地域社会づくりへの貢献



安心して暮らせる持続可能で豊かな地域社会づくりに貢献していきます

金融

地場企業向け融資
ESG 投資
ライフプランサポート
JA ネットバンク、JA バンクアプリの普及

コーポレート

女性が働きやすい職場環境づくり
働き方改革
コンプライアンス態勢の確立

社会貢献

食農教育
地域貢献活動（ボランティア等）
文化・スポーツ振興

社会的要請

マネーローディング防止対策
人権問題の啓発活動

協同・参画・連携の強化



地域の多様な仲間との連携・参画につとめます

JA グループの各組織との連携
地方公共団体との連携
地域の多様な組織との連携

当会の業績

当会の業務運営につきましては、「中期経営計画（2019年度～2021年度）」ならびに「令和3年度事業計画」に基づき、業務に取り組んだ結果、当期剰余金については、計画19億円に対して22億円を計上することができました。

貯金業務

当会貯金残高は、前年比2.3%減の8,962億円となりました。これは、当会貯金の大部分を占めるJAからの受入貯金が、JAの貸出金増加により減少したことによるものです。

余裕金運用業務

預け金残高は、貯金の減少により、前年比5.5%減の5,937億円となりました。

有価証券運用は、米国を中心としたインフレ懸念の頭頭やウクライナ情勢を巡る地政学リスクの高まりなど、厳しい運用環境が続きましたが、国内債、外国債、海外金利獲得を目的とした受益証券を中心に資産を積上げ、利息配当収入の獲得に努めました。一方で、利回りの低い債券や想定よりも価格が変動した資産等については、機動的に売却を行い、有価証券の残高は前年比1.9%減の2,558億円となりました。

融資業務

総貸出残高は、前年比6.4%減の1,040億円となりました。地域密着型の融資推進、日銀成長基盤強化支援資金の活用等により、地域活性化に資する資金供給に努めました。

また、農業融資については、既存取引先との取引深耕により、養豚業者や専門農協向け貸出が伸長し、前年比1.4%増の19億円となりました。

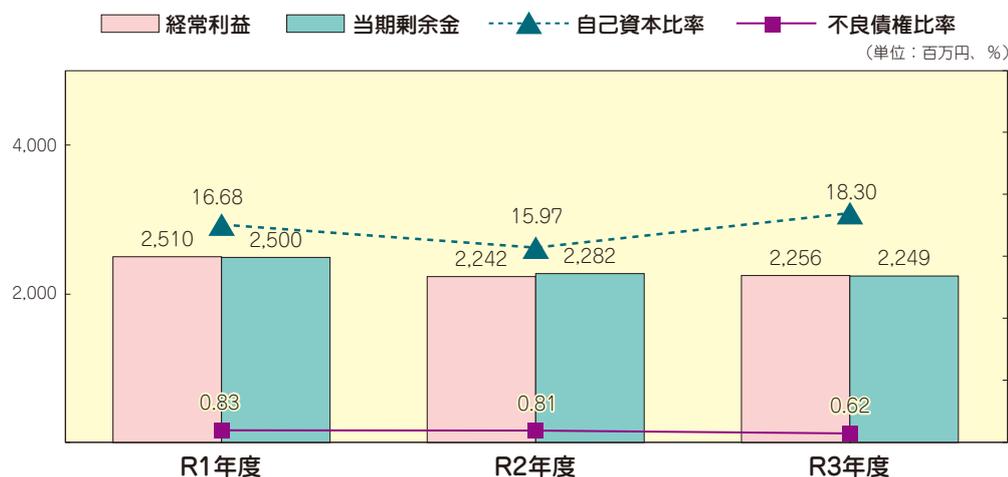
受託貸付業務

受託貸付金については、約定償還が進んだことにより、前年比6.7%減の61億円となりました。

収支・自己資本比率

収支状況は、中期経営計画（2019年度～2021年度）及び令和3年度事業計画の着実な実践による安定収益の確保と財務基盤の強化に取り組んだ結果、当期剰余金は22億円となりました。自己資本比率は、前年度から2.33ポイント上昇し、18.30%となりました。これは、劣後ローンの期限前弁済及び後配出資の受入に伴う自己資本額の増加、及び預け金残高の減少を主因としたリスク・アセットの減少によるものです。

最近3事業年度の収支状況



社会的責任と貢献活動

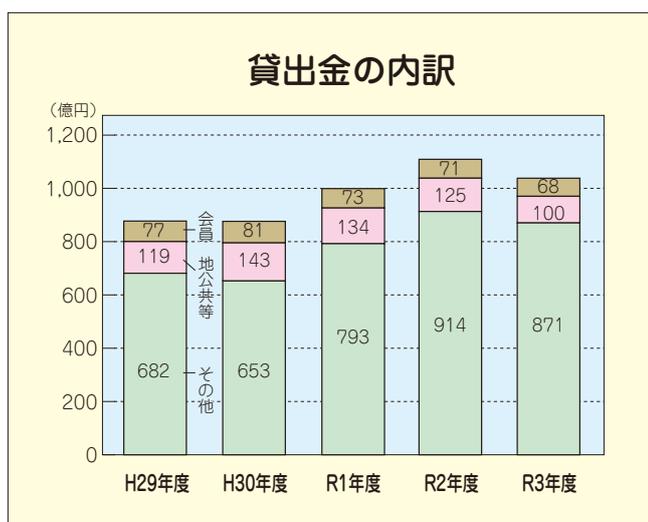
当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJAの信用事業機能の強化を支援するとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

1. 地域への資金供給について

当会の資金は、そのほとんどがJA山口県にお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対しては、当会・JAにて資金繰り支援態勢を構築しているほか、JAグループ山口による農業者への負担軽減措置を独自に実施しています。



2. JAバンク自己改革への取組み

JAグループ山口は、平成30年11月に開催した第40回JA山口県大会において、自己改革へのさらなる挑戦のため「農業を守る、伝える」「地域を守る、伝える」「協同組合力を高める」「県民理解を深める」の4つの重点事項を決議し、JA、中央会・連合会及び関係団体それぞれが事業活動を通じて役割発揮・貢献する内容を計画、実践していくこととしました。信用事業においては、「県域一体の経営・推進管理体制の確立」「農業・地域の成長支援」「ライフプランサポートの実践」「事業基盤の維持・強化」「組合員・利用者接点の再構築」を重点実施事項とし、「組合員・利用者目線による事業対応の徹底」を最優先に取り組むとともに、「持続的な収益構造の構築」の実現に取り組みました。

また、令和4年3月に開催した第41回JAグループ山口県大会では、JAグループ山口の自己改革に引き続き取り組んでいくことを決議しています。

3. 地域農業の振興への貢献

(1) 農業メインバンク機能強化への取組み

J Aバンク山口では、将来の地域農業の担い手となる農業者に向けた支援活動を進めており、J A山口県や中央会、全農等とも連携し、「農業所得増大・農業生産拡大推進事業」による県域企画応援事業を展開しています。

農業資金関係については、J Aバンク利子補給制度を活用し、農業近代化資金を含む、県下統一8商品で利子補給を実施することにより、農業者等の金利負担軽減に取り組んでいます。加えて、農業信用基金協会の保証料助成措置を実施しており、金融面のサービス拡充と、更なる借入負担軽減に努めています。

(2) 農業法人への対応

J Aバンク山口として、地域農業の担い手となりうる農業法人をアプローチ先として選定し、資金ニーズの把握やアグリビジネス投資育成会社(株)による出資を通じた資本増強に向けた提案、ビジネスマッチングの取組みを行っています。

4. 地域密着型金融について

J Aバンク山口では、直売所の利便性を高め、地域の皆様にJAを気軽にご利用いただける環境を整備するとともに、より農業を知っていただくための施策に取り組んでいます。

(1) 直売所の利用活性化

直売所の利用活性化に向け、QRコード決済の導入により決済手段を多様化するとともに、直売所でのJAカード利用については、請求時に5%割引とする施策の展開を進めました。



(2) JAバンクアグリサポート事業

J Aバンクアグリサポート事業は、耕作放棄地の増大、地域の過疎化・高齢化問題など、様々な課題を抱える日本の農業・農村に対し、J Aバンクが自らの社会的使命を果たすため、より踏み込んだ支援策を展開し、その課題解決・成長をサポートすることを目的として全国において創設された事業です。

J Aバンク山口では、この事業の一環として、次世代を担う子どもたちに、農業に対する関心・興味を持ってもらい、地域社会・経済において果たす役割、自然環境・国土の保全など、農業が持つ多面的機能、重要性を理解してもらうことを目的として、小学校及び特別支援学校に「食農教育・環境教育・金融経済教育」をテーマとする小学生向けの教材本を配布しました。



教材本贈呈式



教材本

5. 地域社会活性化への取り組み

(1) やまぐち子育て家庭応援優待事業への協賛

J A山口県は、県が進める「やまぐち子育て家庭応援優待事業」に協賛し、「子育て支援定期積金“のびすく定期積金”」を取り扱っています。

当会はJ A山口県と協力し、“のびすく定期積金”の契約件数1件につき100円を赤い羽根共同募金を通じて、県内の児童養護施設等の支援団体に寄付する取り組みを続けています。

一昨年度より、新型コロナウイルスにかかる養育支援として追加の寄付を行っています。



のびすく寄付金贈呈式

(2) チョッキンサンバCM制作

山口県内の子どもたちが、各種スポーツ等に取り組む様子をテレビCMで紹介することを通じ、子どもたちの健全な育成を促進し、J A山口県のブランドイメージの定着を図ることを目的に、「チョッキンサンバCM」を制作し、放映しています。



30周年記念CMの1場面

(3) フードバンクへの食品寄贈

食品ロスを削減するとともに、ロスとなっている食品の有効活用を推進するため、当会の役職員の家庭から寄せられた余剰食品をフードバンク山口へ寄贈しました。



(4) 地域清掃活動

地域貢献活動の一環として、ボランティアによる地域環境美化・保全活動（当会本所周辺道路沿いの清掃）を実施しました。



(5) 小・中学校への生花の贈呈

地域の将来を担う県内の小・中学校の卒業生に花の華やかな雰囲気にながら明るい気持ちで卒業式を迎えていただくこと、併せて花卉需要減少に対する生産者支援の目的から、JA山口県と連携し県内の小・中学校439校へ生花を送る取組みを行いました。



(6) プロバスケットボールチーム

（山口ペイトリオッツ）への協賛

JAバンク山口として山口県初となるプロバスケットボールチームへ協賛し、スポーツの振興を通じた地域活性化に貢献しています。



6. 金融円滑化への取組み

金融円滑化については、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、新規融資や借入条件の変更等のお申込みに、できる限り柔軟に対応するよう努めています。

令和3年度の対応状況としては、7件1,809百万円の条件変更のお申込みを受け、6件の条件変更対応を行っております。

7. ご融資における利用者との保証契約について

当会では、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表。）を遵守するための態勢を整備し、利用者（経営者等）の保証に依存しない融資の一層の促進に努めています。

当会の概要

会 員 数

資 格	令和4年3月末現在	令和3年3月末現在
正 会 員	11	11
准 会 員	14	14
合 計	25	25

職 員 数

	令和4年3月末現在	令和3年3月末現在
男 子 職 員	54人	57人
女 子 職 員	43人	40人
嘱 託 常 備 人	7人	9人
合 計	104人	106人

自動化機器(ATM)の設置状況

(令和4年6月末現在)

	店 舗 内	店 舗 外
J A 設 置	121台	75台
信 連 設 置	4台	0台

店 舗 一 覧

(令和4年6月末現在)

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 所	山口市小郡下郷2139番地	083 (973) 2230
県 庁 内 支 所	山口市滝町1番1号	083 (923) 2337
美 祢 市 役 所 内 支 所	美祢市大嶺町東分326番地の1	0837 (52) 1075

子会社等(子法人等)

該当ありません。

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

役員・機構

役員

令和4年7月現在

経営管理委員会

経営管理委員会会長	金子光夫
経営管理委員会副会長	藤井勝志
経営管理委員	水津俊男
経営管理委員	木村昭彦
経営管理委員	弘中義久
経営管理委員	花本敏夫

理事会

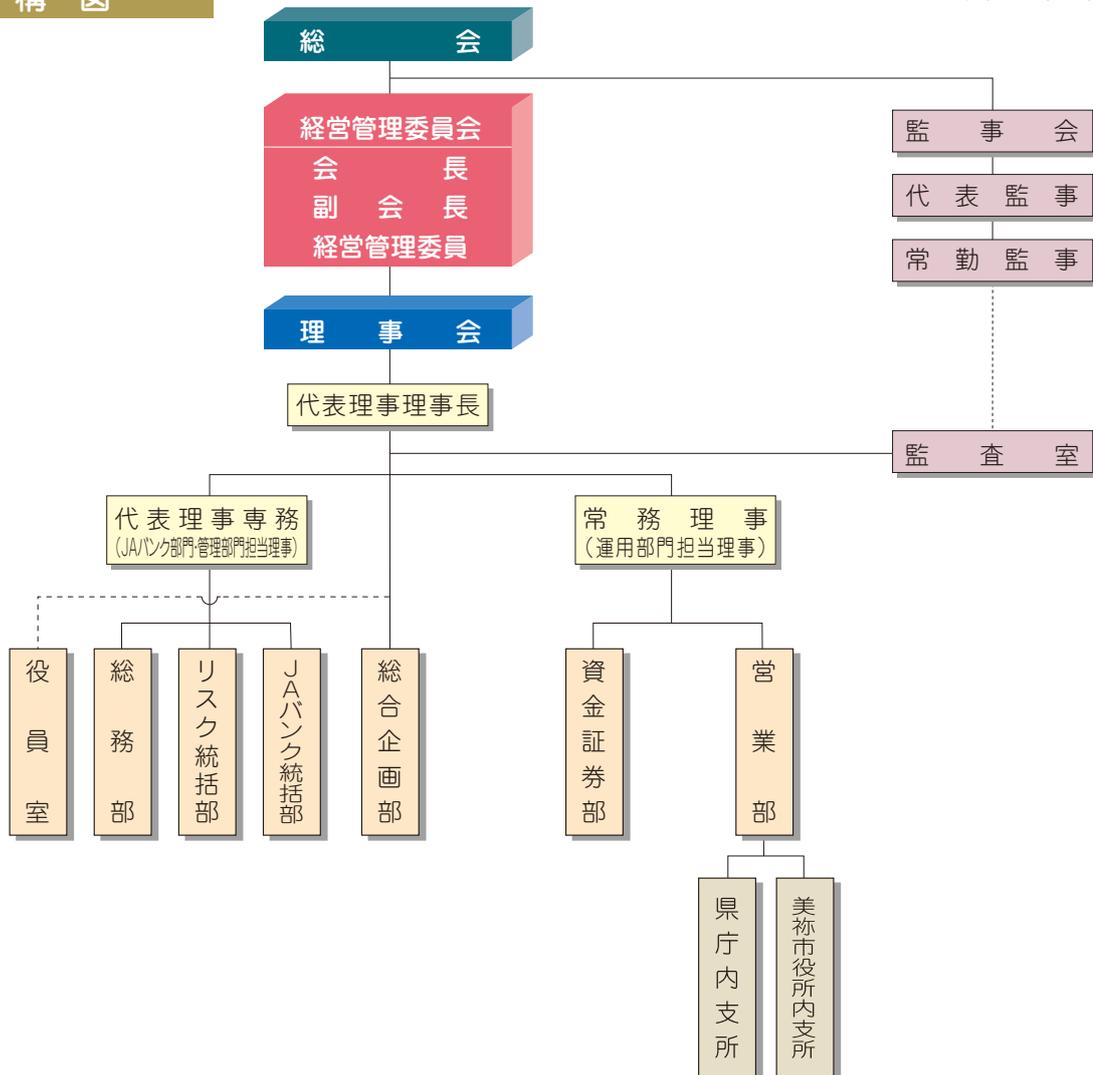
代表理事理事長	松本隆志
代表理事専務	山縣正紀
常務理事	後根伸一郎

監事

代表監事	杉村孝
常勤監事	山本勝
監事	杉村茂
監事	杉田仁
監事	石田樹
監事	石田司

機構図

令和4年7月現在



組織

沿革・歩み

大正 4 年	「商業組合法」により「保証責任山口県信用組合联合会」を設立
昭和11年	「保証責任山口県購買販売联合会」と合併し「保証責任山口県信用購買販売联合会」を設立
昭和18年	「農業団体法」により「山口県農業会」に改組
昭和23年	「農業協同組合法」の制定に伴い「山口県信用農業協同組合連合会」を設立
昭和30年	山口県農協貯金100億円突破
昭和37年	田布施支所を廃止 本所事務所を山口県農協会館へ移転
昭和38年	住宅金融公庫代理業務開始
昭和39年	大田支所を廃止
昭和41年	久賀・美祢支所を廃止
昭和43年	厚狭・防府支所を廃止 山口県農協貯金1,000億円突破
昭和47年	山口県指定代理金融機関業務開始 当会貯金1,000億円突破
昭和54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和55年	山口県農協会館（JAビル）別館完成 山口県農協貯金5,000億円突破
昭和56年	県内系統農協オンライン開通
昭和59年	全国農協貯金ネットサービス開始 県庁内支所を開設
昭和61年	岩国・柳井・萩・深川支所を廃止し、岩国・久賀・柳井・萩・深川代理所を開設 国債等窓販代理業務開始
平成 1 年	美祢市役所内支所を開設
平成 2 年	都銀・地銀とのCDオンライン提携（MICS）開始
平成 3 年	5業態間CDオンライン提携開始
平成 4 年	山口県JA貯金1兆円突破 農協の新シンボルマークと愛称「JA」を導入
平成 5 年	久賀・柳井・深川代理所を廃止
平成 6 年	国債等窓口販売業務（自己窓販）開始
平成 8 年	新信用オンラインシステム稼働 萩代理所を廃止
平成 9 年	日銀歳入金の取扱開始
平成10年	系統信用事業の愛称として「JAバンク」を導入
平成11年	投資信託窓口販売業務の開始
平成13年	インターネットバンキングサービス「JAネットバンク」開始 岩国代理所を廃止
平成14年	「JAバンクシステム」発足 経営管理委員会制度導入
平成16年	徳山・下関支所を廃止
平成17年	全国統一オンラインシステム（JASTEM）へ移行 新決済サービス「Pay-easy（ペイジー）」開始
平成18年	印鑑照会システム稼働
平成19年	ICキャッシュカードの発行開始
平成20年	日銀歳入復代理店として取扱開始
平成21年	JAバンクATM入出金手数料の全国一斉無料化開始 JA山口信連小郡別館を開設
平成22年	「JAバンク山口 年金センター」、「JAバンク山口 ローンセンター」を開設
平成26年	法人向けインターネットバンキングサービス「法人JAネットバンク」開始
平成27年	山口県JAビル本館完成
平成28年	県中継システム基盤更改 JASTEM-ATM移行
平成29年	ATMマルチペイメント収納業務取扱開始 JASTEM端末機移行 オンラインキャッシャ全店導入
平成30年	JASTEMシステム基盤更改
平成31年	平成31年4月に県下12JAが合併し「JA山口県」発足
令和元年	全銀システム稼働時間拡大取扱開始
令和 2 年	JAバンクアプリ開始 JAデータ伝送サービス取扱開始

事業のご案内

1 主要な業務

貯金業務

会員であるJAをはじめとした農業団体、地方公共団体、企業そして地域の皆さまからも貯金をお預かりしています。皆さまにお気軽にご利用いただけますよう、各種貯金を取り揃えています。

また、JAキャッシュカードをご利用いただけますと、全国のJAはもちろん、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア（一部除く）のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引がご利用いただけます。

融資業務

一般融資

当会では、地域でお預かりした大切な貯金を地域の繁栄のためにお役立てしたいと常に考えています。良質で豊富な資金は、農業関連産業をはじめ、一般企業、個人の方々にも広く利用されています。

設備資金、運転資金、住宅資金のほか、各種資金をご利用にあわせた条件でご融資しています。

公庫・制度資金

農業をされる方が安定した農業経営を維持するための農業経営基盤強化資金などの日本政策金融公庫農林水産事業資金をはじめ、利用者の皆さまの豊かな生活をお手伝いする住宅金融支援機構や日本政策金融公庫国民生活事業（教育資金）の資金なども取り扱っています。

融資審査

融資にあたっては、専任審査体制による厳正な審査により、貸出資産の健全化を図っています。

証券業務

幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売を行っています。

為替業務

北海道から沖縄まで、全国のJA、信連、農林中金の各店舗がひとつのネットワークによって結ばれ、さらに全国の各金融機関とも全銀データ通信システムにより結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を迅速、確実に行っています。また、このネットワークは給与振込や各種の年金振込などに広く利用され、給与や年金受給者のご要望にお応えしています。

2 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

3 利用者保護等管理方針

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客さまからの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. お客さまに関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会のお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

4 お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供
 - (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携っておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】
2. お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 - (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 - (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
3. 利益相反の適切な管理
 - (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】
4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
 - (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

5 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業遂行に当たり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。
あわせて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対策を講じます。

（運営等）

1. 当会は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

6 利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないように保護し、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備するため、利益相反管理方針（以下、「本方針」という。）の概要を次のとおり公表いたします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象とする利益相反のおそれのある取引とは、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

利益相反のおそれのある取引の類型は次のとおりです。

- （1）お客さまと当会の間の利益が相反する場合
- （2）お客さまと他のお客さまとの間の利益が相反する場合

3. 利益相反管理統括部署

当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署（以下、「統括部署」といいます。）およびその責任者を定めます。この統括部署は、営業部門等からの影響を受けないものとします。

4. 利益相反の管理の方法

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、次に掲げる方法によりお客さまの保護を適正に確保します。

- （1）対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （2）対象取引またはお客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- （3）対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、そのお客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- （4）その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反管理体制

当会は利益相反管理体制を整備し、以下のとおり実効性のあるものにします。

- （1）統括部署は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を適正に実施します。
- （2）利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会の規定に基づき適切に記録し、保存します。
- （3）当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規定に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- （4）当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

7 金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会は、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、一般社団法人J Aバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口

本所営業部	(電話：083-973-2241)
県庁内支所	(電話：083-923-2337)
美祢市役所内支所	(電話：0837-52-1075)
上記本支所以外の窓口	
リスク統括部	(電話：083-973-1182)
一般社団法人J Aバンク相談所	(電話：03-6837-1359)

2. 紛争解決措置の内容

当会は、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

山口県弁護士会仲裁センター(電話:083-922-0087)、広島弁護士会仲裁センター(電話:082-225-1600)、福岡県弁護士会紛争解決センター(電話:093-561-0360【北九州】、092-741-3208【福岡】、0942-30-0144【久留米】)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)、民間総合調停センター(大阪府)

1の窓口または一般社団法人J Aバンク相談所にお申し出ください。なお、各弁護士会等に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。(ただし、民間総合調停センター(大阪府)のみ、一般社団法人J Aバンク相談所等を通じてのご利用となりますのでご了承ください。)

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、及び第二東京弁護士会仲裁センターでは、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客さまの居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停」や「移管調停」を利用することができます。

手数料一覧

令和4年6月末現在

内国為替手数料（1件につき）

（単位：円）

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内系統	その他の金融機関

○振込手数料
窓口ご利用の場合

電 信 扱	3万円未満	220	220	440
	3万円以上	440	440	660
文 書 扱	3万円未満	220	220	440
	3万円以上	440	440	660
同一店内振込	3万円未満	110	—	—
	3万円以上	330	—	—

個人ネットバンクご利用の場合

振 込	3万円未満	110	110	220
	3万円以上	220	220	440
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

法人ネットバンク・JAデータ伝送サービスご利用の場合

振 込	3万円未満	110	110	220
	3万円以上	220	220	440
総合振込	3万円未満	110	110	220
	3万円以上	220	220	440
給与振込	3万円未満	無料	無料	330
	3万円以上	無料	無料	330
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

媒体（CD等）ご利用の場合

総合振込	3万円未満	110	110	330
	3万円以上	330	330	550
給与振込	3万円未満	無料	無料	440
	3万円以上	無料	無料	440
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

定時自動送金サービスご利用の場合

振 込	3万円未満	110	110	330
	3万円以上	330	330	550
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

種類	取扱区分	同一店内	当会の本・支所	県内系統	県外系統	その他の金融機関

ATM振込サービスご利用の場合

県内JAおよび当会 発行のキャッシュカード	3万円未満	無料	110	110	220	220
	3万円以上	無料	220	220	440	440
県外JAキャッシュ カード	3万円未満	無料	110	110	220	220
	3万円以上	無料	220	220	440	440
提携金融機関 キャッシュカード	3万円未満	110	110	220	440	440
	3万円以上	330	330	440	660	660
JFマリンバンク キャッシュカード	3万円未満	無料	110	110	220	220
	3万円以上	無料	220	220	440	440

- （注）
1. 法人ネットバンクご利用の場合、別途月額利用料が必要となります。
 2. 媒体（CD等）ご利用の場合、別途媒体持込手数料が必要となります。
 3. 定時自動送金サービスご利用の場合、別途口座引落手数料が必要となります。
 4. 同一店内とは、ATM管理店への振込をいいます。
 5. 提携金融機関キャッシュカードによるお振込は、ご利用時間に応じて、別途ATM利用手数料が必要となります。

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内系統	その他の金融機関
○送金手数料				
普通扱（送金小切手）		440	440	660
○代金取立手数料				
隔 地 間	普 通 扱	440	440	660
	至 急 扱	440	440	880
同一交換区域内(手形)		330	330	330
同一交換区域内(小切手)		110	110	110
○その他の諸手数料				
振込・送金の組戻料		660	660	660
不渡手形返却料		660	660	660
取立手形組戻料		660	660	660
取立手形店頭呈示料		660	660	660
上記以外の特殊手数料		実費	実費	実費

(注) 取立手形の店頭呈示に要する実費が660円を超える場合は、その実費を申し受けます。

手形小切手帳発行手数料

(単位：円)

小 切 手 帳	1冊 (50枚)	880
約 束 手 形 帳	1冊 (50枚)	1,100
為 替 手 形 帳	1冊 (25枚)	550

両替・硬貨入金手数料

硬貨・紙幣の両替手数料

(単位：円)

持込み・持帰り合計枚数	100枚以下	無料
	101枚以上500枚以下	330
	501枚以上	550

硬貨入金手数料

500枚以上の硬貨入金について、入金額の1.10% (上限：550円)

CD・ATM利用手数料

(単位：円)

		平 日	土 曜 日		日・祝日・年末	正 月	
		8:45~18:00	9:00~14:00	14:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
当会・県内JAキャッシュカード	出 金	無料	無料	無料	無料	無料	
	入 金						
県外JAキャッシュカード	出 金	無料	無料	無料	無料	無料	
	入 金						
提携金融機関カード		110	110	220	220	220	
	出 金	JFマリンバンクカード	無料	無料	無料	無料	無料
		三菱UFJ銀行カード	無料	110	110	110	110
自動キャッシング	出 金	無料	無料	110	110	110	

(注) 1. 本所・県内支所は平日のみの稼働となります。

2. 時間外のご利用には、別途手数料がかかる場合がございます。各キャッシュサービスコーナーに備え置かれたパンフレット等でご確認ください。

でんさいネットご利用料金

(単位：円)

でんさいネット月額利用料		無料
○従量料金		
発生記録手数料	系統内	330
	他行	660
譲渡記録手数料	系統内	330
	他行	660
分割（譲渡）記録手数料	系統内	330
	他行	660
保証記録手数料		330
変更記録手数料		330
支払等記録手数料		330
上記にかかる代行請求手数料		1,100
残高証明書発行手数料	継続発行	1,650

○その他料金

変更記録手数料（書面）		1,650
通常開示請求手数料		無料
特例開示請求手数料		3,300
残高証明書発行手数料	都度発行	4,400
口座間送金決済中止手数料		1,100
支払不能情報照会手数料		3,300
貸倒引当金繰入事由証明書発行手数料		1,100
その他料金（上記いずれにも該当しない場合）		2,200

(注) でんさいネットサービスのご利用には、法人ネットバンクのご契約が別途必要となります。

その他

(単位：円)

媒体持込手数料（1 ファイルあたり）		5,500
貯金間振替手数料（定型自動振替）		無料
他所払小切手入金手数料		為替取立手数料に準ずる
自己宛小切手発行手数料		440
通帳・証書再発行手数料（1 件あたり）		1,100
ICキャッシュカード発行手数料（単体型 1 枚あたり）		無料
ICキャッシュカード発行手数料（クレジット一体型）		無料
キャッシュカード再発行手数料（1枚あたり）		1,100
ワイドカード再発行手数料		1,100
残高証明書発行手数料	都度発行	440
	継続発行	220
未利用口座管理手数料（1 ヶ年あたり）		1,320
国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料（1 ヶ月あたり）		110
国債等保護預り残高証明書発行手数料		無料
投信販売手数料・解約手数料		ファンド毎の料率
投信保護預り残高証明書発行手数料		220
保護預り手数料（消費税別途） （ただし、500円に満たない場合は500円）		月末残高 $1/12 \times 5/10,000$
個人情報保護法に係る開示等手数料（1 件あたり）		550
株式払込金等取扱手数料率		有償払込額に既定の手数料率を乗じた額
個人ネットバンク月額利用料		無料
法人ネットバンク月額利用料		
照会・振込サービス（リアル系取引）		1,100
データ伝送サービス（総合振込・給与振込・口座振替）		2,200
JA伝送サービス月額利用料		
データ伝送サービス（総合振込・給与振込・口座振替）		4,400

(注) 法人ネットバンクのデータ伝送サービスを利用する場合、照会・振込サービスの利用が必須となるため、月額利用料は合計で3,300円となります。

※上記手数料には消費税等（10%）が含まれています。

資料編

CONTENTS

貸借対照表	32
損益計算書	33
キャッシュ・フロー計算書	34
令和3年度注記表	35
令和2年度注記表	43
剰余金処分計算書	50
財務諸表の適正性等にかかる確認	50
会計監査人の監査	50
損益の状況	51
貯金に関する指標	53
貸出金等に関する指標	54
有価証券に関する指標	58
経営諸指標	63
自己資本の充実の状況	64
役員等の報酬体系	80

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	974	549	貯金	896,207	916,957
預け金	593,715	628,059	当座貯金	16,376	20,247
系統預け金	593,678	628,023	普通貯金	11,265	8,922
系統外預け金	36	36	貯蓄貯金	8	11
金銭の信託	10,583	8,162	通知貯金	650	850
有価証券	255,891	260,739	別段貯金	290	527
国債	24,542	18,280	定期貯金	867,616	886,399
地方債	21,630	29,936	借入金	26,900	56,600
社債	52,473	53,583	代理業務勘定	0	0
外国証券	65,151	67,252	その他負債	1,929	8,593
株式	19,774	19,210	貸付留保金	993	789
受益証券	64,226	64,128	未払法人税等	5	5
投資証券	8,092	8,347	貯金利子諸税その他	21	26
貸出金	104,073	111,155	従業員預り金	123	118
手形貸付	192	237	仮受金	103	1,373
証書貸付	75,038	77,521	その他の負債	0	0
当座貸越	1,583	1,952	未払費用	400	544
金融機関貸付	27,258	31,413	前受収益	15	18
割引手形	—	30	未決済為替借	266	121
その他資産	1,356	1,614	約定取引未決済借	—	5,594
従業員貸付金	9	8	諸引当金	1,008	966
差入保証金	2	2	賞与引当金	42	43
仮払金	3	10	退職給付引当金	941	904
未収金	501	728	役員退職慰労引当金	24	18
その他の資産	176	186	繰延税金負債	4,438	4,935
未収収益	656	662	債務保証	847	866
未決済為替貸	7	15	負債の部合計	931,331	988,920
有形固定資産	1,567	1,642	(純資産の部)		
建物	1,076	1,136	出資金	50,542	35,542
土地	430	430	(うち後配出資金)	(35,000)	(20,000)
その他の有形固定資産	60	75	再評価積立金	5	5
無形固定資産	81	82	利益剰余金	29,489	29,272
ソフトウェア	77	78	利益準備金	13,480	13,020
その他の無形固定資産	3	3	その他利益剰余金	16,009	16,252
外部出資	58,076	58,066	特別積立金	9,900	9,900
系統出資	56,876	56,876	当期末処分剰余金	6,109	6,352
系統外出資	1,199	1,189	(うち当期剰余金)	(2,249)	(2,282)
債務保証見返	847	866	会員資本合計	80,037	64,820
貸倒引当金	△628	△715	その他有価証券評価差額金	15,168	16,481
			評価・換算差額等合計	15,168	16,481
			純資産の部合計	95,205	81,301
資産の部合計	1,026,537	1,070,222	負債及び純資産の部合計	1,026,537	1,070,222

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
経 常 収 益	8,823	11,145	役 務 取 引 等 費 用	75	694
資 金 運 用 収 益	6,528	8,209	支 払 為 替 手 数 料	29	45
貸 出 金 利 息	1,012	1,027	そ の 他 の 支 払 手 数 料	45	647
預 け 金 利 息	13	45	そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	1	1
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,257	3,871	そ の 他 事 業 費 用	36	40
そ の 他 受 入 利 息	3,244	3,264	国 債 等 債 券 売 却 損	36	40
(うち受取奨励金)	(2,795)	(3,104)	経 費	1,529	1,762
(うち受取特別配当金)	(449)	(160)	人 件 費	774	752
役 務 取 引 等 収 益	395	1,070	物 件 費	692	943
受 入 為 替 手 数 料	34	52	税 金	62	66
そ の 他 の 受 入 手 数 料	360	1,017	そ の 他 経 常 費 用	77	1,001
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	55
そ の 他 事 業 収 益	1,129	1,222	株 式 等 売 却 損	70	931
受 取 出 資 配 当 金	868	868	そ の 他 の 経 常 費 用	6	13
国 債 等 債 券 売 却 益	261	354	経 常 利 益	2,256	2,242
そ の 他 経 常 収 益	769	642	特 別 利 益	—	20
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	66	—	固 定 資 産 処 分 益	—	20
株 式 等 売 却 益	310	451	特 別 損 失	4	0
金 銭 の 信 託 運 用 益	256	135	固 定 資 産 処 分 損	4	0
債 権 売 却 益	—	2	減 損 損 失	0	0
そ の 他 の 経 常 収 益	135	52	税 引 前 当 期 利 益	2,251	2,262
経 常 費 用	6,567	8,902	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5	5
資 金 調 達 費 用	4,848	5,403	法 人 税 等 調 整 額	△ 3	△ 25
貯 金 利 息	21	71	法 人 税 等 合 計	1	△ 19
譲 渡 性 貯 金 利 息	0	0	当 期 剰 余 金	2,249	2,282
借 用 金 利 息	242	730	当 期 首 繰 越 剰 余 金	3,860	4,069
そ の 他 支 払 利 息	4,585	4,602	当 期 末 処 分 剰 余 金	6,109	6,352
(うち支払奨励金)	(4,576)	(4,593)			

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,251	2,262
減価償却費	115	116
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△87	55
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	△1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	42	△21
資金運用収益	△6,528	△8,209
資金調達費用	4,848	5,403
有価証券関係損益(△は益)	△349	291
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△253	△133
固定資産処分損益(△は益)	4	△20
貸出金の純増(△)減	7,082	△11,026
預け金の純増(△)減	33,000	61,000
貯金の純増減(△)	△20,750	△7,969
借入金の純増減(△)	△9,700	3,300
事業分量配当金の支払額	△1,776	△1,549
その他	△670	52
資金運用による収入	6,745	8,298
資金調達による支出	△4,992	△5,419
小計	8,980	46,430
法人税等の支払額	△5	△5
事業活動によるキャッシュ・フロー	8,975	46,425
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△77,261	△86,417
有価証券の売却による収入	68,650	13,271
有価証券の償還による収入	6,473	50,598
金銭の信託の増加による支出	△2,446	△1,666
固定資産の取得による支出	△44	△46
固定資産の売却による収入	-	25
外部出資の増加による支出	△10	△15
外部出資の減少による収入	-	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,639	△24,244
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約借入の減少による支出	△20,000	-
出資金の増額による収入	15,000	-
出資配当金の支払額	△255	△255
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,255	△255
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額△)	△918	21,924
5 現金及び現金同等物の期首残高	42,869	20,944
6 現金及び現金同等物の期末残高	41,950	42,869

令和3年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券 ……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
 - また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建 物 15年～50年
 - その他 5年～20年
- (6) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしておりますが、対象となる取引はありません。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要額」に則り、次のとおり計上しております。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値又は累積平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
これにより、利用者等への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、従来は利用者等から受け取る額の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識するように変更しております。
なお、当年度の経常利益及び税引前当期利益へ与える影響はありません。また、期首の利益剰余金に与える影響はありません。

- (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 628百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」〔9〕引当金の計上方法〔1〕貸倒引当金に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
「金融商品に関する事項」〔2〕金融商品の時価等に関する事項に記載しております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「金融商品に関する事項」〔2〕金融商品の時価等に関する事項〔2〕金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,867百万円であります。
また、有形固定資産の圧縮記帳額は、296百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未經過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	9百万円	16百万円	26百万円
オペレーティング・リース	9百万円	14百万円	24百万円

- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金35,735百万円、有価証券872百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に17,719百万円含まれております。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権の総額は66百万円であります。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	83百万円
危険債権額	534百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	35百万円
合計額	653百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一括化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,783百万円であります。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金9,789百万円が含まれております。

5 損益計算書に関する事項

- (1) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	萩市	0百万円

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しております。

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山口県を事業区域として、県内の農業協同組合（JA）等が会員である相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、29%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は特定金銭信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式、投資信託及び外国籍投資信託等であり、純投資目的（運用目的及びその他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当会は、リスクマネジメント基本方針において、当会におけるリスク管理の基本的方針を明らかにするとともに、当会の業務から発生する個々のリスク管理については、基本方針の考え方に則り、リスク特性を踏まえたリスク管理要領を個別に定めております。また、経営が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等の方針決定や、諸情報を分析し適切に経営の判断に資することを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

a 信用リスクの管理

信用リスク管理においては信用リスク管理要領を定め、当会のオンバランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体を対象として管理しております。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく具体的方針・統合的な信用リスクに関する方針等の策定、個別案件の審査、執行の担当部署がそれぞれ組織的に分離・独立して行っております。

また、リスクマネジメント手法としてリスク量の把握、内部格付、外部格付、自己査定、個別審査、与信限度、大口信用供与規制管理などによって管理しており、当会全体の格付別・業種等や各種限度額に関する与信状況についてモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会において協議のうえ、四半期毎に経営管理委員会、理事会へ報告しております。

b 市場リスクの管理

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動する市場リスクについては市場リスク管理要領を定め管理しております。

体制としてフロント部署、バック部署を独立させ相互牽制のもと執行しており、また、フロント部署とは独立したモニタリング部署で当会全体の市場取引の状況、各資産別・フロント別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）等のリスク指標、リスク管理委員会における決定事項の執行状況についてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果については、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会に四半期毎に報告しております。

c デリバティブ取引
 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し、内部牽制を確立して実施しております。

d 市場リスクに係る定量的情報
 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,414百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

e 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理として市場リスク管理要領において日次の資金繰り表、旬間及び月次の資金繰り計画表により調達・運用の大口資金動向等を把握し、系統預金を中心とする安定的な流動性確保に努めております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	593,715	593,720	5
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,869	3,869	—
その他の金銭の信託	6,713	6,713	—
有価証券			
満期保有目的の債券	5,823	5,856	33
その他有価証券	250,067	250,067	—
貸出金	104,073		
貸倒引当金	△ 628		
貸倒引当金控除後	103,444	104,107	663
資産計	963,634	964,336	701
貯金	896,207	896,215	8
借入金	26,900	26,867	△ 32
負債計	923,107	923,082	△ 24

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	58,076百万円
合計	58,076

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	593,715	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	5,823
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,880	9,726	17,101	12,646	9,320	104,818
貸出金	15,867	25,999	12,332	9,026	3,977	36,761
合計	612,463	35,725	29,433	21,673	13,297	147,403

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)180百万円については「1年以内」に含めております。

また、期限のない劣後特約付貸出金9,789百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等107百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	895,956	231	17	2	—	—
借入金	3,800	6,200	10,400	6,500	—	—
合計	899,756	6,431	10,417	6,502	—	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券
当年度末において売買目的有価証券は保有しておりません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,244 百万円	1,294 百万円	49 百万円
	小計	1,244	1,294	49
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	4,579	4,562	△ 16
	小計	4,579	4,562	△ 16
合計		5,823	5,856	33

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	18,470 百万円	6,161 百万円	12,309 百万円
	国 債	4,415	4,118	297
	地 方 債	8,991	8,866	124
	社 債	18,457	18,231	226
	そ の 他	44,375	41,362	3,012
	そ の 他	35,855	26,480	9,375
	小 計	130,567	105,220	25,346
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	1,303	1,509	△ 205
	国 債	20,126	21,009	△ 883
	地 方 債	12,638	13,052	△ 413
	社 債	28,191	28,563	△ 371
	そ の 他	20,775	21,425	△ 649
	そ の 他	36,464	39,447	△ 2,983
	小 計	119,500	125,008	△ 5,507
合計		250,067	230,228	19,839

(注) 上記差額合計から繰延税金負債4,598百万円を差し引いた金額15,240百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式 債 券	1,039 百万円	310 百万円	70 百万円
そ の 他	112	20	-
合計	39,623	571	107

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

- ① 運用目的の金銭の信託
貸借対照表計上額 3,869百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 -百万円
- ② 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- ③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	6,713 百万円	6,814 百万円	△ 100 百万円	-百万円	△ 100 百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産27百万円を加えた金額 △72百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	904百万円
退職給付費用	69百万円
退職給付の支払額	33百万円
期末における退職給付引当金	941百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	941百万円
退職給付引当金	941百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	69百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、99百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	353百万円
貸倒引当金超過額	85百万円
退職給付引当金超過額	260百万円
有価証券償却超過額	956百万円
減価償却超過額	14百万円
未払費用否認額	106百万円
前払費用否認額	38百万円
その他	39百万円

繰延税金資産小計

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△353百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△1,369百万円
評価性引当額小計	△1,723百万円

繰延税金資産合計（A）

	132百万円
--	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△4,570百万円
その他	△0百万円

繰延税金負債合計（B）

	△4,571百万円
--	-----------

繰延税金負債の純額（A） + （B）

	△4,438百万円
--	-----------

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	353	353百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△353	△353
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
事業分量配当金	△21.5%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

令和2年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券 ……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	5年～20年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしておりますが、対象となる取引はありません。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要額」に則り、次のとおり計上しております。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値又は累積平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 表示方法の変更に関する事項

- (1) 農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当年度より貸倒引当金及び金融商品の時価に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 715百万円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」〔(9)引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。
- b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
「金融商品に関する事項」〔(2)金融商品の時価等に関する事項〕に記載しております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「金融商品に関する事項」〔(2)金融商品の時価等に関する事項〕〔②金融商品の時価の算定方法〕に記載しております。
- b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,789百万円であります。
また、有形固定資産の圧縮記帳額は、296百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	13百万円	23百万円	36百万円
オペレーティング・リース	10百万円	17百万円	27百万円

- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金35,735百万円、有価証券763百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に11,780百万円含まれております。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権の総額は70百万円であります。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は106百万円、延滞債権額は768百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は37百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は912百万円あります。
なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (11) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30百万円あります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,567百万円あります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金9,789百万円が含まれております。
- (14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

5 損益計算書に関する事項

- (1) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	萩市	0百万円

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しております。

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山口県を事業区域として、県内の農業協同組合（JA）等が会員である相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、30%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は特定金銭信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式、投資信託及び外国籍投資信託等であり、純投資目的（運用目的及びその他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金金は、自己資本増強の一環として、県内の会員JAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当会は、リスクマネジメント基本方針において、当会におけるリスク管理の基本的方針を明らかにするとともに、当会の業務から発生する個々のリスク管理については、基本方針の考え方に則り、リスク特性を踏まえたリスク管理要領を個別に定めております。また、経営が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等の方針決定や、諸情報を分析し適切に経営の判断に資することを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

a 信用リスクの管理

信用リスク管理においては信用リスク管理要領を定め、当会のオンバランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体を対象として管理しております。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく具体的方針・統合的な信用リスクに関する方針等の策定、個別案件の審査、執行の担当部署がそれぞれ組織的に分離・独立して行っております。

また、リスクマネジメント手法としてリスク量の把握、内部格付、外部格付、自己査定、個別審査、与信限度、大口信用供与規制管理などによって管理しており、当会全体の格付別・業種等や各種限度額に関する与信状況についてモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会において協議のうえ、四半期毎に経営管理委員会、理事会へ報告しております。

b 市場リスクの管理

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動する市場リスクについては市場リスク管理要領を定め管理しております。

体制としてフロント部署、バック部署を独立させ相互牽制のもと執行しており、また、フロント部署とは独立したモニタリング部署で当会全体の市場取引の状況、各資産別・フロント別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR（バリュアット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュアット）等のリスク指標、リスク管理委員会における決定事項の執行状況についてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果については、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会に四半期毎に報告しております。

c デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し、内部牽制を確立して実施しております。

d 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1か月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在

で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,319百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

e 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理として市場リスク管理要領において日次の資金繰り表、旬間及び月次の資金繰り計画表により調達・運用の大口資金動向等を把握し、系統預金を中心とする安定的な流動性確保に努めております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	628,059	628,066	7
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,829	3,829	－
その他の金銭の信託	4,332	4,332	－
有価証券			
満期保有目的の債券	6,251	6,346	94
その他有価証券	254,487	254,487	－
貸出金	111,164		
貸倒引当金	△ 715		
貸倒引当金控除後	110,448	111,461	1,012
資産計	1,007,410	1,008,524	1,114
貯金	916,957	916,969	11
借入金	56,600	56,600	－
負債計	973,557	973,569	11

（単位：百万円）

（注）1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金8百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	58,066百万円
合計	58,066

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	628,059	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	6,251
その他有価証券のうち 満期があるもの	4,360	4,792	13,557	18,434	12,358	107,449
貸出金	16,954	13,616	25,615	11,957	7,793	34,992
合計	649,373	18,408	39,173	30,391	20,152	148,693

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）131百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金9,789百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等225百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	916,804	31	119	—	2	—
借入金	16,200	3,800	6,200	10,400	—	20,000
合計	933,004	3,831	6,319	10,400	2	20,000

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金20,000百万円については、「5年超」に含めております。

7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券
当年度末において売買目的有価証券は保有しておりません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	6,251百万円	6,346百万円	94百万円
	小計	6,251	6,346	94
合 計		6,251	6,346	94

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
	株 式 債 券	18,847百万円	6,959百万円	11,888百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	5,514	5,142	371
	地 方 債	11,285	10,978	306
	社 債	29,935	29,560	374
	そ の 他	49,863	47,542	2,320
	そ の 他	50,924	42,176	8,748
	小 計	166,369	142,359	24,009
	株 式 債 券	363	401	△ 37
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	12,766	13,003	△ 236
	地 方 債	18,651	18,883	△ 232
	社 債	17,396	17,567	△ 171
	そ の 他	17,388	17,779	△ 390
	そ の 他	21,551	22,913	△ 1,361
	小 計	88,118	90,548	△ 2,430
合 計		254,487	232,908	21,579

(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,073百万円を差し引いた金額16,506百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,949 百万円	390 百万円	34 百万円
債 券	10,391	354	40
その他	2,329	61	896
合 計	14,671	806	972

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

- ① 運用目的の金銭の信託
 貸借対照表計上額 3,829百万円
 当年度の損益に含まれた評価差額 -百万円
- ② 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- ③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	4,332百万円	4,367百万円	△ 34百万円	13百万円	△ 48百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産9百万円を加えた金額 △24百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	920百万円
退職給付費用	60百万円
退職給付の支払額	76百万円
期末における退職給付引当金	904百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	904百万円
退職給付引当金	904百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	60百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、107百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	277百万円
貸倒引当金超過額	101百万円
退職給付引当金超過額	250百万円
有価証券償却超過額	1,012百万円
減価償却超過額	15百万円
未払費用否認額	107百万円
前払費用否認額	51百万円
その他	38百万円
繰延税金資産小計	1,854百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△277百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△1,448百万円
評価性引当額小計	△1,725百万円
繰延税金資産合計（A）	128百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,063百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計（B）	△5,063百万円

繰延税金負債の純額（A）+（B） △4,935百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	277	277百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	△277	△277
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.3%
事業分量配当金	△21.7%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△2.8%
寄付金の損金不算入	1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.9%

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度
当 期 未 処 分 剰 余 金	6,109	6,352
剰 余 金 処 分 額	2,501	2,492
利 益 準 備 金	450	460
任 意 積 立 金 (特 別 積 立 金)	— (—)	— (—)
出 資 配 当 金 (普 通 出 資 対 する 配 当 金 (配 当 率))	305 (155 (1.00%))	255 (155 (1.00%))
(後 配 出 資 対 する 配 当 金 (〃))	(150 (0.50%))	(100 (0.50%))
事 業 分 量 配 当 金	1,745	1,776
次 期 繰 越 剰 余 金	3,608	3,860

(注) 事業分量配当金の配当基準、配当率は次のとおりです。

	令和3年度	令和2年度
(1) 配当基準	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残
(2) 配当率	0.20%	0.20%

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月1日
山口県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 松本隆志

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和3年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

(最近の5事業年度の主要な経営指標)

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
経常収益	8,823	11,145	11,702	11,440	11,633
経常利益	2,256	2,242	2,510	2,185	2,245
当期剰余金	2,249	2,282	2,500	2,000	1,953
出資金	50,542	35,542	35,542	35,542	35,542
(出資口数)	(5,054,235口)	(3,554,235口)	(3,554,235口)	(3,554,235口)	(3,554,235口)
純資産額	95,205	81,301	74,495	75,757	74,994
総資産額	1,026,537	1,070,222	1,061,292	1,098,807	1,086,805
貯金等残高	896,207	916,957	924,927	967,942	960,978
貸出金残高	104,073	111,155	100,129	87,929	87,900
有価証券残高	255,891	260,739	223,927	193,822	190,673
剰余金配当金額	2,051	2,032	1,805	1,751	1,075
普通出資配当額	155	155	155	155	155
後配出資配当額	150	100	100	100	100
事業分量配当額	1,745	1,776	1,549	1,495	820
職員数	97人	97人	95人	93人	93人
単体自己資本比率	18.30%	15.97%	16.68%	16.50%	19.45%

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

(利益総括表)

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和2年度	増減
資金運用収支	1,730	2,845	△ 1,114
役務取引等収支	319	375	△ 56
その他事業収支	1,093	1,182	△ 89
事業粗利益	3,143	4,403	△ 1,260
(事業粗利益率)	(0.33)	(0.45)	(△ 0.12)

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

(事業純益)

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和2年度	増 減
事業純益	1,613	2,622	△1,008
実質事業純益	1,613	2,641	△1,027
コア事業純益	1,389	2,327	△937
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,810	961	849

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(資金運用収支の内訳)

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	965,522	6,528	0.68	987,599	8,209	0.83
うち 預 け 金	614,062	3,258	0.53	652,158	3,310	0.51
うち 有 価 証 券	243,219	2,257	0.93	230,368	3,871	1.68
うち 貸 出 金	108,232	1,012	0.94	105,062	1,027	0.98
資金調達勘定	949,091	4,798	0.51	981,003	5,364	0.55
うち 貯 金	915,985	4,597	0.50	933,743	4,664	0.50
うち 譲渡性貯金	3,094	0	0.00	743	0	0.01
うち 借 用 金	38,987	242	0.62	53,113	730	1.37
総資金利ざや	－	－	0.01	－	－	0.10

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

$$\text{資金調達原価率} = (\text{資金調達費用} + \text{経費} - \text{金銭の信託運用見合費用}) / (\text{資金調達勘定平均残高} - \text{金銭の信託運用見合額}) \times 100$$

 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

(受取・支払利息の増減額)

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和3年度 増減額	令和2年度	令和2年度 増減額	令和元年度
受 取 利 息	6,528	△1,680	8,209	287	7,921
うち 預 け 金	3,258	△52	3,310	△556	3,867
うち 有 価 証 券	2,257	△1,613	3,871	825	3,045
うち 貸 出 金	1,012	△14	1,027	19	1,008
支 払 利 息	4,798	△565	5,364	△500	5,864
うち 貯 金	4,597	△67	4,664	△494	5,159
うち 譲渡性貯金	0	0	0	△0	0
うち 借 用 金	242	△488	730	△2	732
差 引	1,730	△1,114	2,845	788	2,056

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しています。

貯金に関する指標

(貯金の種類別平均残高)

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		増 減
流 動 性 貯 金	35,059	(3.81)	35,803	(3.83)	△744
定 期 性 貯 金	880,813	(95.84)	897,807	(96.07)	△16,994
そ の 他 の 貯 金	112	(0.01)	131	(0.01)	△18
計	915,985	(99.66)	933,743	(99.92)	△17,758
譲 渡 性 貯 金	3,094	(0.34)	743	(0.08)	2,350
合 計	919,079	(100.00)	934,487	(100.00)	△15,407

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金
 3. ()内は構成比です。

(定期貯金残高)

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		増 減
定 期 貯 金	867,616	(100.00)	886,399	(100.00)	△ 18,783
うち固定金利定期	867,606	(99.99)	886,389	(99.99)	△ 18,783
うち変動金利定期	10	(0.00)	10	(0.00)	—

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

貸出金等に関する指標

(貸出金の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
手 形 貸 付	211	253	△ 42
証 書 貸 付	106,404	101,982	4,422
当 座 貸 越	1,592	2,807	△ 1,215
割 引 手 形	24	18	5
合 計	108,232	105,062	3,170

(貸出金の金利条件別内訳残高)

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	70,467 (67.71)	78,111 (70.27)	△ 7,644
変 動 金 利 貸 出	33,605 (32.29)	33,043 (29.73)	561
合 計	104,073 (100.00)	111,155 (100.00)	△ 7,082

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	37	113	△ 76
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	21,474	20,395	1,079
そ の 他 担 保 物	10	10	—
小 計	21,522	20,518	1,003
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	3	3	△ 0
そ の 他 保 証	178	264	△ 86
小 計	181	268	△ 86
信 用	82,369	90,368	△ 7,999
合 計	104,073	111,155	△ 7,082

(貸出金の使途別内訳残高)

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
設 備 資 金	6,868 (6.60)	5,676 (5.11)	1,192
運 転 資 金	97,204 (93.40)	105,479 (94.89)	△ 8,275
合 計	104,073 (100.00)	111,155 (100.00)	△ 7,082

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の業種別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
農 業	1,057 (1.02)	996 (0.90)	61
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	18,009 (17.30)	18,712 (16.83)	△702
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	430 (0.41)	795 (0.72)	△365
電気・ガス・熱供給・水道業	12 (0.01)	30 (0.03)	△17
運 輸 ・ 通 信 業	1,712 (1.65)	1,942 (1.75)	△ 230
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	2,103 (2.02)	3,577 (3.22)	△1,474
金 融 ・ 保 険 業	30,258 (29.07)	33,413 (30.06)	△3,154
不 動 産 業	10,934 (10.51)	8,609 (7.75)	2,324
サ ー ビ ス 業	18,979 (18.24)	17,941 (16.14)	1,038
地 方 公 共 団 体	10,062 (9.67)	12,593 (11.33)	△2,531
そ の 他	10,512 (10.10)	12,543 (11.28)	△2,031
合 計	104,073 (100.00)	111,155 (100.00)	△7,082

(注) () 内は構成比です。

(債務保証の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	584	636	△52
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	584	636	△52
信 用	263	229	33
合 計	847	866	△ 18

(主要な農業関係の貸出金残高)

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
農 業	339	318	20
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	130	100	30
養 鶏 ・ 養 卵	209	218	△9
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	—	—
農 業 関 連 団 体 等	1,550	1,544	5
合 計	1,889	1,863	26

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の(貸出金の業種別残高)の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全国農業協同組合連合会とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,843	1,814	29
農 業 制 度 資 金	45	48	△2
農 業 近 代 化 資 金	45	48	△2
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	1,889	1,863	26

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	4,452	4,505	△53
そ の 他	—	—	—
合 計	4,452	4,505	△53

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

(農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況)

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額				
			担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	令和3年度	83	68	0	14	83	
	令和2年度	197	139	0	58	197	
危 険 債 権	令和3年度	534	137	7	388	534	
	令和2年度	677	259	8	409	677	
要 管 理 債 権	令和3年度	35	28	—	7	35	
	令和2年度	37	30	—	7	37	
三月以上 延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—	
	令和2年度	—	—	—	—	—	
	貸出条件 緩和債権	令和3年度	35	28	—	7	35
		令和2年度	37	30	—	7	37
小 計	令和3年度	653	234	8	410	653	
	令和2年度	913	428	8	475	913	
正 常 債 権	令和3年度	104,327					
	令和2年度	111,175					
合 計	令和3年度	104,980					
	令和2年度	112,088					

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額)

(単位：百万円)

区 分	令 和 3 年 度					令 和 2 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	247	225	—	247	225	229	247	—	229	247
個別貸倒引当金	468	402	20	447	402	431	468	—	431	468
合 計	715	628	20	695	628	660	715	—	660	715

(貸出金償却の額)

(単位：百万円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 個別貸倒引当金と相殺前の金額です。

(元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況)

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

(有価証券の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
国 債	22,272	16,247	6,025
地 方 債	25,079	29,326	△ 4,247
短 期 社 債	—	—	—
社 債	54,908	52,457	2,451
外 国 証 券	64,599	63,984	615
株 式	7,697	7,193	504
そ の 他 の 証 券	68,660	61,158	7,502
合 計	243,219	230,368	12,850

(商品有価証券の科目別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券残存期間別残高)

(単位：百万円)

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和3年度								
国 債	－	－	2,069	－	525	22,532	－	25,128
地 方 債	648	851	1,237	－	3,500	15,681	－	21,919
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	1,700	8,734	9,014	4,645	17,992	10,530	－	52,618
外 国 証 券	531	17,331	9,435	12,991	18,380	4,117	－	62,788
株 式	－	－	－	－	－	－	7,670	7,670
その他の証券	200	1,072	12,255	10,663	27,181	5,500	9,054	65,928
令和2年度								
国 債	－	－	1,036	1,050	－	16,060	－	18,146
地 方 債	－	785	2,783	－	8,106	18,187	－	29,862
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	1,902	6,212	13,242	10,962	10,015	11,044	－	53,379
外 国 証 券	2,467	11,336	13,344	9,934	18,853	9,386	－	65,321
株 式	－	－	－	－	－	－	7,360	7,360
その他の証券	2,993	4,113	3,380	2,300	33,591	11,191	7,518	65,089

(有価証券の時価情報)

① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,244	1,294	49	6,251	6,346	94
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	1,244	1,294	49	6,251	6,346	94
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,579	4,562	△16	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	4,579	4,562	△16	—	—	—
合計	5,823	5,856	33	6,251	6,346	94	

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 3 年 度			令 和 2 年 度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	18,470	6,161	12,309	18,847	6,959	11,888
	債券	31,865	31,216	649	46,734	45,681	1,052
	国債	4,415	4,118	297	5,514	5,142	371
	地方債	8,991	8,866	124	11,285	10,978	306
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	18,457	18,231	226	29,935	29,560	374
	その他	80,230	67,842	12,388	100,787	89,719	11,068
	外国証券	44,375	41,362	3,012	49,863	47,542	2,320
	その他の証券	35,855	26,480	9,375	50,924	42,176	8,748
	小 計	130,567	105,220	25,346	166,369	142,359	24,009
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,303	1,509	△ 205	363	401	△ 37
	債券	60,956	62,625	△ 1,669	48,814	49,455	△ 640
	国債	20,126	21,009	△ 883	12,766	13,003	△ 236
	地方債	12,638	13,052	△ 413	18,651	18,883	△ 232
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	28,191	28,563	△ 371	17,396	17,567	△ 171
	その他	57,240	60,873	△ 3,633	38,940	40,692	△ 1,752
	外国証券	20,775	21,425	△ 649	17,388	17,779	△ 390
	その他の証券	36,464	39,447	△ 2,983	21,551	22,913	△ 1,361
	小 計	119,500	125,008	△ 5,507	88,118	90,548	△ 2,430
合 計	250,067	230,228	19,839	254,487	232,908	21,579	

(金銭の信託の時価情報)

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,869	—	3,829	—

② 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度					令和2年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	6,713	6,814	△ 100	—	100	4,332	4,367	△ 34	13	48

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(デリバティブ取引等)

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

① 金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

(利益率)

(単位：%)

項目	令和3年度	令和2年度	増減
総資産経常利益率	0.22	0.21	0.01
純資産経常利益率	3.00	3.43	△0.43
総資産当期純利益率	0.22	0.22	—
純資産当期純利益率	2.99	3.49	△0.50

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

(貯貸率・貯証率)

(単位：%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減	
貯貸率	期末	11.61	12.12	△0.51
	期中平均	11.78	11.24	0.54
貯証率	期末	28.55	28.44	0.11
	期中平均	26.46	24.65	1.81

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 (譲渡性貯金を含む) × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 (譲渡性貯金を含む) × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 (譲渡性貯金を含む) × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 (譲渡性貯金を含む) × 100

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重点課題として取り組んでいます。剰余金処分においては、適正な会員への還元を努めるとともに、内部留保の充実に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、前年比2.33ポイント上昇の18.30%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

なお、令和3年7月に200億円の永久劣後特約付借入金を期限前弁済し、会員の理解と協力の下、新たに後配出資金150億円を受け入れ、自己資本の増強に努めました。

普通出資金

項目	内容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	155億円(前年度155億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	350億円(前年度200億円)

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	－(前年度62億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※1)

※1 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	77,986	62,788
うち、出資金及び資本準備金の額	50,542	35,542
うち、再評価積立金の額	5	5
うち、利益剰余金の額	29,489	29,272
うち、外部流出予定額(△)	2,051	2,032
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	225	247
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	225	247
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	6,210
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	78,212	69,246
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	81	82
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	81	82
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	81	82
自己資本		
自己資本の額(イ)－(ロ)	(ハ) 78,130	69,164
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	420,017	426,096
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	△ 450
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	△ 450
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,767	6,861
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	426,784	432,958
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	18.30%	15.97%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	974	—	—	549	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	27,654	—	—	20,892	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	21,302	—	—	21,353	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	32,544	—	—	43,032	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	627	125	5	630	126	5
国際開発銀行向け	500	100	4	500	100	4
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	8,700	870	34	9,172	917	36
地方三公社向け	1,140	228	9	1,183	236	9
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	646,400	130,411	5,216	680,299	136,298	5,451
法人等向け	134,315	72,577	2,903	140,560	76,860	3,074
中小企業等向け及び個人向け	56	38	1	71	49	1
抵当権付住宅ローン	2,468	852	34	2,749	953	38
不動産取得等事業向け	9,357	9,114	364	9,130	8,952	358
三月以上延滞等	89	61	2	234	140	5
取立未済手形	7	1	0	15	3	0
信用保証協会等による保証付	142	14	0	152	15	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	13,112	13,112	524	12,890	12,890	515
（うち出資等のエクスポージャー）	13,112	13,112	524	12,890	12,890	515
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	68,605	168,631	6,745	68,995	169,467	6,778
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	300	750	30	600	1,500	60
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	66,255	165,638	6,625	66,255	165,638	6,625
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	132	330	13	128	321	12
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,917	1,912	76	2,011	2,007	80
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非S T C要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	72,780	23,694	947	69,358	19,421	776
（うちルックスルー方式）	72,780	23,694	947	69,358	19,421	776
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	450	18
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,040,780	419,835	16,793	1,081,772	425,982	17,039
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	182	7	—	114	4
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスクアセットの額)	1,040,780	420,017	16,800	1,081,772	426,096	17,043
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	6,767	270	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	6,861	274
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	426,784	17,071	リスク・アセット等(分母)合計 a	432,958	17,318

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクについては、「信用リスク管理要領」を制定し、債務者別の内部格付に基づく与信限度額による管理を行っています。また、市場関連取引に付随する信用リスクについては、「市場リスク管理要領」を制定し、信用リスクに関するモニタリングを常時行っています。

当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針等は、四半期ごと又は随時開催するリスク管理委員会において協議しています。

◇貸倒引当金の計上基準

当会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

自己査定結果に基づく債務者区分に応じ、債務者区分毎あるいは個別債務者毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として、その全額を計上しています。

正常先及び要注意先(要管理先を含む。)の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値又は累積平均値に基づき損失率を求め、算定した額を一般貸倒引当金として計上することとしています。

破綻懸念先の債権については、個別債務者毎の最終の回収または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い債権(以下、「Ⅲ分類額」といいます。)からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上することとしています。なお、キャッシュ・フローを見積もりⅢ分類額から控除した先はありません。

実質破綻先及び破綻先の債権については、Ⅲ分類額及び回収不可能または無価値と判定される債権(Ⅳ分類額)の全額を個別貸倒引当金として計上することとしています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度					令和2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国内	908,886	136,675	103,725	-	89	949,684	143,042	104,331	-	234
国外	59,113	-	59,113	-	-	62,729	-	62,729	-	-
地域別残高計	968,000	136,675	162,839	-	89	1,012,414	143,042	167,061	-	234
法人	農業	756	711	-	-	654	608	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	900	900	-	-	1,300	1,300	-	-	-
	製造業	32,042	16,166	11,601	-	-	36,523	16,445	16,117	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	21,066	9,592	6,946	-	-	19,950	9,431	5,990	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	8,877	12	8,423	-	-	7,316	-	6,926	-
	運輸・通信業	12,730	2,213	9,321	-	4	13,673	2,443	9,972	-
	金融・保険業	756,439	57,003	48,954	-	-	788,709	53,214	50,751	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	30,029	20,426	8,672	-	-	30,556	22,073	7,371	-
	日本国政府・地方公共団体	57,694	10,077	47,616	-	-	61,194	12,617	48,577	-
	上記以外	23,677	387	21,302	-	-	23,844	285	21,353	-
個人	5,221	5,221	-	-	84	5,456	5,456	-	-	121
その他	18,565	13,962	-	-	-	23,233	19,166	-	-	-
業種別残高計	968,000	136,675	162,839	-	89	1,012,414	143,042	167,061	-	234
1年以下	608,947	12,874	2,351	-		646,856	14,403	4,375	-	
1年超3年以下	61,191	33,642	27,548	-		52,734	34,331	18,403	-	
3年超5年以下	35,245	13,418	21,826	-		47,715	17,232	30,483	-	
5年超7年以下	28,087	10,384	17,702	-		31,241	9,240	22,000	-	
7年超10年以下	48,317	7,817	40,499	-		47,504	10,439	37,065	-	
10年超	79,602	26,692	52,909	-		80,950	26,217	54,733	-	
期限の定めのないもの	106,608	31,844	-	-		105,411	31,178	-	-	
残存期間別残高計	968,000	136,675	162,839	-		1,012,414	143,042	167,061	-	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	247	225	—	247	225	229	247	—	229	247
個別貸倒引当金	468	402	20	447	402	431	468	—	431	468

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和3年度						令和2年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
			目的使用	その他				目的使用	その他				
国内	468	402	20	447	402	—	431	468	—	431	468	—	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	468	402	20	447	402	—	431	468	—	431	468	—	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	208	166	20	188	166	—	159	208	—	159	208	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	213	196	—	213	196	—	222	213	—	222	213	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	45	40	—	45	40	—	49	45	—	49	45	—	
業種別計	468	402	20	447	402	—	431	468	—	431	468	—	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	83,950	83,950	—	87,094	87,094
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	8,843	8,843	—	9,324	9,324
	20%	25,867	650,089	675,957	29,840	683,846	713,687
	35%	—	2,463	2,463	—	2,745	2,745
	50%	74,105	347	74,452	73,534	874	74,408
	75%	—	50	50	—	64	64
	100%	15,474	40,116	55,590	18,213	40,184	58,398
	150%	—	4	4	—	7	7
	250%	—	66,687	66,687	—	66,683	66,683
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	115,447	852,552	968,000	121,588	890,826	1,012,414	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和2年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	500	—	—	—	—
法人等向け	1,036	3,507	—	867	2,504	—
中小企業等向け及び個人向け	0	2	—	0	3	—
抵当権付住宅ローン	0	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	65	—	—	2	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	5	—	—	4	—
合 計	1,103	4,016	—	870	2,513	—

- (注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、単年度余裕金の運用方針において、金融先物取引等の限度額基準を定め、商品毎の取引限度額による管理を行っています。また、1取引における運用限度額とロス・カットの基準を設けることで、リスクのコントロールを図っています。

長期決済期間取引については該当がありません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和3年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和3年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	374	—	—	—	374
(2)金利関連取引	—	5	—	—	—	5
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	8	176	—	—	—	176
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	2	52	—	—	—	52
派生商品合計	11	608	—	—	—	608
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットting契約による与信相当額削減効果(Δ)		—				—
合計	11	608	—	—	—	608

令和2年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	237	—	—	—	237
(2)金利関連取引	—	5	—	—	—	5
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	88	—	—	—	88
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	0	50	—	—	—	50
派生商品合計	0	380	—	—	—	380
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットting契約による与信相当額削減効果(Δ)		—				—
合計	0	380	—	—	—	380

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法のひとつです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和3年度		令和2年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	—	1,000	—	1,000
偶発債務	—	1,000	—	1,000

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

なお、該当する取引はありませんが、当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

◇体制の整備及び運用状況の概要

証券化エクスポージャーについては、一般の債券と同様に「経済資本管理要領」、「市場リスク管理要領」、「信用リスク管理要領」に基づき、リスク管理を行っています。

◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用します。

◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

◇当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」及び「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」に基づき会計処理を行います。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」、「情報漏洩等リスク」、「系統組織の経営リスク」、「業務継続リスク」等に分けて捉え、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき管理しています。

事務リスクについては、当会役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等の発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の整備・徹底と、部署間で相互牽制が働く体制を整備することで適切なリスク管理を目指しています。また、「事務リスク管理手続」を定め、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止の取組み徹底により、リスクの軽減に努めています。

法務リスクについては、新しい金融商品の取扱いや各種契約書の作成にあたって、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを実施する等法務リスクの未然防止に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理手続」を策定し、内外環境要因分析及びシステムリスクアセスメント(自主点検)を核としたシステムリスクの特定・評価(C)、システムリスクアセスメント結果等を踏まえた改善事項の策定(A)、システムリスク管理計画の策定・修正(P)、当該計画の実施・進捗管理(D)のPDCAサイクルにより、継続的な改善に努めています。

情報漏洩等リスクについては、当会の情報資産(情報及び情報システム)を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」、安全対策基準である「セキュリティスタンダード」等を遵守することで情報漏洩等リスクの未然防止に努めています。

系統組織の経営リスクについては、系統金融機関として、JAの事業・経営組織の動向に関す

る諸リスクを協議することにより、系統組織の経営の健全性確保に努めています。

また、業務継続リスクについては、大規模災害等を想定し、不測の事態時においても利用者が日常生活や業務運営で利用する基本的サービスをJAバンクとして継続して提供するため、「JAバンクBCP（JAバンク業務継続計画）」の策定と定期的な訓練により、万一のリスクにも備えています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式・投資証券又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下のとおり管理しています。

有価証券勘定の株式については、「経済資本管理要領」、「市場リスク管理要領」、「信用リスク管理要領」に基づき管理しています。格付に応じた与信限度額管理や株式全体での取得限度枠管理のほか、同業種への集中排除、信用リスクのモニタリング、VaRによるリスクの計量化等のリスク管理を行っています。

外部出資勘定の株式・出資については、信用リスクのモニタリングにより業況・財務内容の把握に努めています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	27,867	27,867	27,558	27,558
非上場	58,076	58,076	58,066	58,066
合計	85,944	85,944	85,624	85,624

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
331	70	—	390	34	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
16,571	205	16,307	37

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	72,780	69,358
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

➤ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスク量を重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、管理の枠組みの設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

➤ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理やリスクリターン分析などを行いリスク削減に努めています。

➤ 金利リスク計測の頻度

四半期毎にIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しています。

- **流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期**
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.61年です。
- **流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期**
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- **流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提**
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- **固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提**
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- **複数の通貨の集計方法及びその前提**
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- **スプレッドに関する前提**
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- **内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提**
内部モデルは使用していません。
- **前事業年度末の開示からの変動に関する説明**
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、受益証券内のアセットアロケーション等による増減及び期間経過に伴うキャッシュフロー減少等によるものです。
- **計測値の解釈や重要性に関するその他の説明**
該当ありません。

◇ **$\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項**

- **金利ショックに関する説明**
経済資本管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- **金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点)**
VaRとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当会では、保有期間3ヶ月、信頼区間99% (変動幅2.33標準偏差)のVaRを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクに関する事項

I R R B B (金利リスク)

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,358	18,210	1,254	1,263
2	下方パラレルシフト	－	－	19	20
3	スティープ化	11,177	11,746		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	17,358	18,210		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	78,130		69,164	

※ 数値については、令和3年度に導入したリスク管理ツールを用いて算出した数値を記載しております。

用語説明

- ・ 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	48	6

(注1)対象役員は、経営管理委員6名、理事3名、監事4名です。

(注2)退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(会員J A)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当するものはありません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和3年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和3年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目(農業協同組合法施行規則第204条関連)	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	21
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	21
(3) 事務所の名称及び所在地	20
2 主要な業務の内容	23
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	15
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	51
b 経常利益又は経常損失	51
c 当期剰余金又は当期損失金	51
d 出資金及び出資口数	51
e 純資産額	51
f 総資産額	51
g 貯金等残高	51
h 貸出金残高	51
i 有価証券残高	51
j 単体自己資本比率	51
k 剰余金の配当の金額	51
l 職員数	51
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	51、52、63
b 貯金に関する指標	53
c 貸出金等に関する指標	54～58
d 有価証券に関する指標	58～62
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	10～12
(2) 法令遵守の体制	13
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	16～19
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	26
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	32、33、50
(2) 貸出金にかかる額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	57
b 危険債権に該当する貸出金	57
c 要管理債権に該当する貸出金	57
d 三月以上延滞債権に該当する貸出金	57
e 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	57
(3) 元本補填契約のある信託にかかる貸出金に係る事項	58
(4) 自己資本の充実の状況	64～79
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	60～62
b 金銭の信託	61～62
c デリバティブ取引	62
d 金融等デリバティブ取引	62
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	62
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
(7) 貸出金償却の額	58
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	50
その他重要な事項(農業協同組合法施行規則第207条)	
役員等の報酬体系	80～81

発行／ 令和4年7月
編集／山口県信用農業協同組合連合会
総合企画部

TEL／ 083(973)2577

FAX／ 083(973)4085

E-mail／ kikaku@jabank-yamaguchi.or.jp

URL／ <http://www.jabank-yamaguchi.or.jp>

こちらからもディスクロージャー誌をご覧ください。

